令和６・７年度山辺町小規模修繕工事等契約希望者登録制度について

町が発注する小規模な修繕工事について、町内業者の受注機会の拡大を図るため、競争入札参加資格者以外の方が登録手続きをすることにより業者選定の対象となる制度です。

制度内容

（１） 小規模修繕工事等の範囲は、その内容が軽易で、かつ履行の確保が容易な契約金額５０万円未満のものです。

（２） 登録申請をした方は、登録名簿に登録され、町が小規模修繕工事等を発注する際の業者選定の対象となります。しかし、指名や契約を約束するものではありません。

（３） 契約方法は、原則として複数の指名業者との見積競争により、最も低価格の見積書を提出した方と契約することになります。なお、見積に指名されても辞退することは自由ですが、辞退する場合は必ず連絡をお願いします。

（４） 請負った小規模修繕工事等は、自ら履行することを原則とし、一括下請負（丸投げ）及び町が認めた場合以外の下請負はできませんので、希望業種は自ら施工（履行）できる業種を記載して下さい。

（５） 契約の履行は、山辺町契約に関する規則、その他関係法令に基づき、信義にしたがって誠実に履行して下さい。

登録できる方

 山辺町内に主たる事業所（本社、本店）または住所（住民登録）を有する方とします。

 ただし、次のいずれかに該当する場合は登録できません。

1. 契約締結をする能力を有しない方
2. 破産者で復権を得ていない方
3. 山辺町入札参加者名簿に登録されている方
4. 希望する業種に必要な資格、免許等を有しない方

登録できる業種

（１） 登録できる業種は、建設業法で定められている業種で、５種類までです。（小規模修繕工事等の例示を参照）

（２） 「山辺町指定下水道工事店」の指定を受けている方は、当該業種の登録は必要ありません。

申請書類

（１） 「山辺町小規模修繕工事等契約希望者登録申請書」

 ※希望する工事の種類は具体的にわかりやすく、１枠に１業種のみ記入して下さい。

 例）ブロック、大工、左官、足場、塗装、造園、外壁吹付け、土留め、電気設備、畳、ふすま、壁紙、ガラス、門扉、内装・・・等

（２） 「資格、免許等を証明する書類」

 法律上特に技術者資格（電気工事、管工事等）を要するものは添付して下さい。

（３） 町民税の納付書の写し又は提示

1. 個人の場合・・・町民税
2. 法人の場合・・・法人町民税

納付書等が紛失した場合は、税務課で発行する納税証明書を提示してください。

登録有効期間

 令和６年４月１日から令和８年３月３１日（その後は改めて登録申請手続きをお願いします。）

登録内容の変更

 登録申請した後に、申請事項に変更が生じた場合、又は休業や廃業した場合は、その旨申請願います。

追加登録申請受付期間

随時受付（土・日曜日・祝日除く）

受付場所

総務課財産管理係

TEL：６６７－１１１１